



ふくいSDGs

令和6年度

障がい者を対象とした福井県職員採用試験案内

福井県職員募集案内HP

福井県人事委員会
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776(20)0593(直通)
<https://info.pref.fukui.lg.jp/jinji-i/index.html>



受付期間 令和6年8月15日(木) 午前8時30分～
9月3日(火) 午後5時15分

第1次試験日 令和6年11月3日(日・祝)

この採用試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として行います。

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	5人	知事部局、教育委員会等の各課および出先機関における一般行政事務に従事
小・中学校事務	1人	市町立の小・中学校に勤務し、学校事務に従事

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

※ 小・中学校事務で合格し採用された場合、身分が市町職員となりますので、県職員（県立学校事務職員を含む。）との人事交流はありません。

2 受験資格

次の要件をすべて満たす者

(1) 昭和39年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

(2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者

① 身体障害者手帳

② 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）

③ 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳

④ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

⑤ 精神障害者保健福祉手帳

※ 手帳等は受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。

※ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者（小・中学校事務を除く。）
- ② 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の方法

次により、第1次試験と、第1次試験合格者に対して第2次試験を行います。

なお、筆記試験は高校卒業程度で行います。

試験種目 【配点】		内容
第1次 試験	教養試験 【100点】	公務員として必要な一般的知識および知能について、択一式による筆記試験を行います。 40題必須解答 [120分]
第2次 試験	作文試験 【60点】	課題に対する論理的思考・表現力等について、記述式による筆記試験を行います。 [60分]
	口述試験 【160点】	受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接により行います。
その他	受験資格 の 確 認	第1次試験合格者に対し、受験資格の有無について手帳等で確認します。

- ※ 第1次試験当日は、写真を貼った受験票、受験資格に記載の手帳等、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）を必ず持参してください。
- ※ 所定の試験種目を全て受験した場合に限り有効に受験したものとし、棄権した試験種目が一つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。
- ※ 第1次試験の教養試験では、平均点および標準偏差等により算出される標準点を用います。
- ※ 試験種目には合格基準を定めているものがあり、それらのうち一つでも基準を満たしていないものがある場合には、他の試験種目の結果にかかわらず不合格となります。
- ※ 最終合格者は、第1次試験および第2次試験の成績を総合して決定します。
- ※ 教養試験の問題例、作文試験の課題例について、ホームページに掲載しています。

4 試験地

第1次試験は、次の2か所のうち、いずれかを選択してください。

- ① 福井会場
- ② 小浜会場

5 試験の日時および場所

区 分	試 験 日 時	試 験 会 場
第1次試験	令和6年11月3日（日・祝） 午前9時～11時30分頃	①福井会場 福井県社会福祉センター （福井市光陽2丁目3-22） ②小浜会場 若狭図書学習センター （小浜市南川町6-11）
第2次試験	令和6年12月8日（日）（予定）	第1次試験合格者に交付する第2次試験受験票に記載して通知します。 （試験地は、福井市を予定しています。）

重要

災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験会場等を変更する場合があります。その際は、福井県人事委員会事務局のホームページ「福井県職員募集案内」トップページ「お知らせ」欄に連絡事項を掲載しますので、随時ホームページを確認してください。

6 合格者の発表

区 分	発表の日時	発表の方法
第1次試験 合格者	令和6年11月19日（火） 午前9時	合格者の受験番号を福井県人事委員会事務局のホームページに掲載するほか、 <u>合格者には郵便で通知します。</u>
最終合格者	令和6年12月中旬 （第2次試験日に日時をお知らせします。）	合格者の受験番号を福井県人事委員会事務局のホームページに掲載するほか、 <u>第2次試験受験者全員に合否の結果を郵便で通知します。</u>

7 受験手続および受付期間

※受験手続は下記の2通りあります。

(1) インターネット経由（電子申請）による申込み

申込方法	<p>下記のページにアクセスし、画面の指示に従って申込みを行ってください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 福井県人事委員会事務局ホームページ 「福井県職員募集案内」 https://info.pref.fukui.lg.jp/jinji-i/index.html </div> <p>※受験票を印刷するためのプリンタが必要です。 ※継続して利用できるメールアドレスが必要です。 ※電子申請を利用するためのクライアント環境（パソコン・スマートフォン・タブレット等モバイルデバイス）の条件を満たしているか、福井県人事委員会事務局ホームページで確認してください。</p> <p style="text-align: right;">電子申請説明</p>  <p>【要確認事項】</p> <p>①電子申請手続内で、申込書様式に必要事項を入力してデータを送信してください。 <u>データ送信後、受付に係る電子メールが届きますので、必ず確認してください。</u> <u>また、その際に表示される「パスワード」と「受付番号」を必ず控えてください。</u> （受験票の入手に必要です。）</p> <p>②申込書の審査が完了したら、「通知書発行のお知らせ」を電子メールでお知らせします。 電子メールが届いたら、指示に従って受験票のデータを取得し、各自で印刷してください。 ※9月12日（木）までに「通知書発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、福井県人事委員会事務局に必ずお問い合わせください。</p> <p>③受験票に写真を貼り付け、試験当日に持参してください。</p> <p>※申込手続の処理状況や審査結果については、「福井県電子申請サービス」上で確認することができます。<u>適宜手続きの進捗を確認してください。</u> ※受付期間内に正常に受信したものに限り受け付けます。<u>受付期間内に申込みが完了しなかった場合は受験できません。</u>申込期限を過ぎると手続きができなくなりますので、できる限り早めに余裕を持って申込手続を行ってください。 ※使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、ご了承ください。</p>
	受付期間

(2) 郵送または持参による申込み

申込方法	<p>①受験申込書に必要事項を記入してください。</p> <p>②<u>受験申込書の受験票に、63円切手を必ず貼ってください。</u> ※この時点では、受験票に写真は貼らないでください。</p> <p>③記入内容等を確認の上、福井県人事委員会事務局に郵送または持参してください。</p> <p>【郵送の場合】 封筒の表に「行政試験受験」または「小・中事務試験受験」と朱書きした上で、必ず書留郵便にして送ってください。</p> <p>【持参の場合】 午前8時30分から午後5時15分までの間（土・日曜日を除く）に、持参してください。</p> <p>(4) 受験票が交付されたら、写真を貼り付け、試験当日に持参してください。 ※9月12日（木）までに受験票が届かない場合は、福井県人事委員会事務局に必ずお問い合わせください。</p>
	受付期間

8 申込書の記入要領

- (1) 申込書および受験票は、この記入要領をよく読み、**黒のインクまたはボールペンを用い、かい書でいてねいに記入**してください。記載事項に不正があると、受験が無効となる場合があります。
- (2) 数字は算用数字を用い、**※印欄を除く全ての欄に漏れなく記入**してください。試験地および学歴欄の修学区分は該当するものを○で囲んでください。また、試験区分については、試験案内に記載されている試験区分の中から受験を希望する区分名を必ず記入してください。
- (3) 手帳記載事項欄は、手帳等に記載されている事項を正確に記入してください。
- (4) 現住所（住民登録してある所ではなく、実際に居住している所）および合格通知先住所は、番地まで詳細に記入してください。なお、アパートの場合は部屋番号まで、同居の場合は同居先まで記入してください。
- (5) **合格通知先住所は、合格通知書とあわせて、第1次試験合格者に対し早急に提出していただく書類等の案内を郵送するあて先となりますので、帰省している場合は帰省先など合格発表時に受験者本人に確実に連絡のとれる所を記入してください。**〔第1次試験合格発表日 11月19日（火）〕
- (6) 受験票には、郵便番号、あて先（受験票の送付先）および氏名を忘れずに記入してください。試験会場については「福井会場」「小浜会場」のいずれかを記入し、試験日時については「令和6年11月3日（日・祝）午前9時～」と記入してください。
- (7) 郵送で受験申込みをする場合は、受験票に必ず63円切手を貼っておいてください。
- (8) 受験票の写真欄には、上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm×横3.5cmで申込前3か月以内に撮影したものを、受験当日までに貼り付け、第1次試験当日必ず持参してください。（申込時には写真を貼らないでください。）

9 お問合せ・郵送先

福井県人事委員会事務局	〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号（福井県庁6階） TEL：0776-20-0593（直通）
-------------	---

※ 受験の際に提出された書類は一切返却しません。

10 受験上の配慮事項

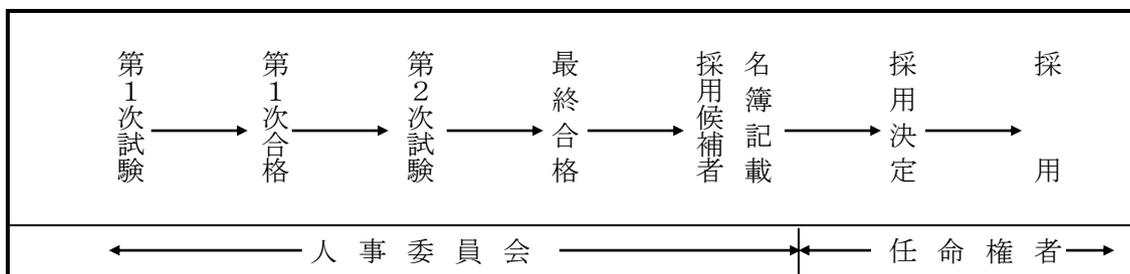
- (1) 視覚障がい（または読字障がい）のある方は、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。
 - ① **点字による試験**
パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコンは原則として持参していただきますが、使用できるパソコンに条件があります。
教養試験の解答時間は180分（通常の1.5倍）となりますが、作文試験の解答時間は通常と同じ60分です。
 - ② **試験時間の延長**（拡大文字による試験を併せることができます。）
良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方および視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。対象となるかどうかを診断書等で確認しますので、受験を申し込む際に受験申込書と合わせ、診断書等を添付し、提出してください。
（電子申請の方は診断書等のみを人事委員会事務局に郵送または持参してください。）
教養試験の解答時間は150分（通常の1.25倍）となりますが、作文試験の解答時間は通常と同じ60分です。
 - ③ **拡大文字による試験**
通常の試験問題集の文字の大きさは11ポイント程度ですが、拡大文字による試験において使用する試験問題集の文字の大きさは14ポイント程度または17ポイント程度となります。

- (2) 聴覚障がいのある方は、試験官の説明事項を書面で伝達することができるほか、手話通訳を必要とする方は、個別面接時に手話通訳者を同席させることができます。(手話通訳者はこちらで手配します。)
- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方は、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、対象になるかどうかを確認するため、手帳または診断書等を事前に提出していただく場合があります。なお、パソコンは原則として持参していただきますが、使用できるパソコンに条件があります。
- (4) 上記(1)～(3)のほか、受験において何らかの配慮(補装具等の持込使用、面接時における就労支援機関職員の同席など)を希望される方は、受験申込書の裏面の該当箇所に必ず記入してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、お応えできない場合があります。

1.1 合格から採用まで

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載された後、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用される者が決定されます。したがって、人事委員会が実施した試験に合格したら必ず採用されるということではありません。

この採用候補者名簿は、名簿確定後原則として1年間有効です。



1.2 給 与

◎初任給 173,300円(令和6年4月現在)(地域手当を含む)

なお、職歴などがある人については、上記初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

○諸手当 職員の家族状況、勤務状況により扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

1.3 試験結果の開示

福井県人事委員会が実施する採用試験の結果については、口頭での開示を求めることができます。詳しくは、人事委員会事務局までお問い合わせください。

1.4 その他

- (1) この試験は、国家公務員、教育公務員、他の都道府県・市町村等に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんから、注意してください。
- (2) この採用試験の実施に関して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。

この試験の詳細については、福井県人事委員会事務局へお問い合わせください。

福井県人事委員会事務局

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 (TEL 0776-20-0593 直通)

試験会場案内

1 福井会場

福井県社会福祉センター（福井市光陽2丁目3-22）



交通機関案内

京福バス

J R 福井駅前3番のりば

12系統 学園線

「県社会福祉センター」下車

時刻表（令和6年4月末現在）

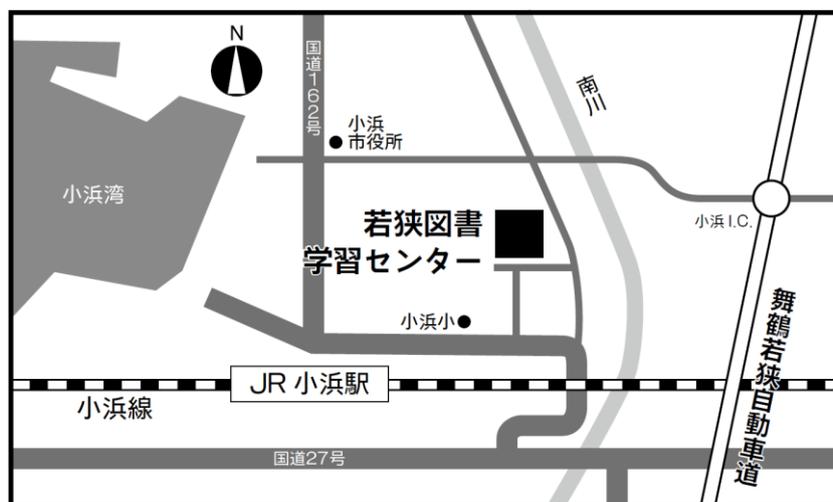
行 き		帰 り	
福井駅発	県社会福祉センター着	県社会福祉センター発	福井駅着
8:10	→ 8:18	11:55	→ 12:05
8:30	→ 8:38	12:25	→ 12:35

※変更される場合がありますので確認してください。

乗用車 J R 「福井」 駅から約10分／北陸自動車道福井インターチェンジから約20分

2 小浜会場

若狭図書学習センター（小浜市南川町6-11）



交通機関案内

J R 「小浜」 駅から徒歩約15分

乗用車 J R 「小浜」 駅から約5分／舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジから約8分